

公告第 2024-07 号
令和 7 年 2 月 27 日

被保険者各位

E A ファーマ健康保険組合
理事長 高橋 秀則

傷病手当金付加金の廃止について

令和 7 年 2 月 19 日に開催した第 12 回組合会において標記の件が議決されましたので公告します。

記

傷病手当金付加金：法律で定められた保険給付の上乗せとして、健康保険組合が独自に行っている付加給付の 1 つ。
傷病手当金（法定給付）は、病気や怪我で仕事を休み給与が支給されない期間について通算 1 年 6 か月間、標準報酬月額平均額 $\div 30 \times 2/3$ 相当額を支給。当健保の傷病手当金付加金は、標準報酬月額平均額 $\div 30 \times 85/100$ と傷病手当金との差額を支給。
（詳細は健保組合ホームページ参照）

1. 廃止日

令和 7 年 10 月 1 日
（令和 7 年 9 月 30 日分まで支給対象）

2. 廃止の理由

付加給付制度は健保組合独自の給付ですが、所管する厚生労働省から示された「健康保険組合事業運営基準及び指針」により、組合の財政状況、受診（受給）する者としいない者との負担の均衡などの事項を充分勘案のうえ実施することとされています。

また、傷病手当金付加金は、現在、健康保険組合全体の約 3 割しか実施していない制度です。当健康保険組合の持続的な運営を考えるにあたり、他の健康保険組合での実施割合が少ないこの付加給付を継続することが、全体として最適なのかを審議しました。

審議の結果、傷病手当金付加金を廃止し、広く被保険者の健康に資する事業（加入者の自発的な健康行動や結果にインセンティブポイントを付与することで健康

意識の向上や疾病予防に繋げるインセンティブ型保健事業）にシフトしていくことが当健保の持続的な運営に資すると判断いたしました。

※インセンティブ型保健事業の施行は令和 7 年 4 月 1 日付

3. 今後の傷病手当金付加金支給について

傷病手当金の受給対象期間のうち、令和 7 年 9 月 30 日分までは傷病手当金付加金も支給します。令和 7 年 10 月 1 日以降の期間は、傷病手当金のみの支給となります。

廃止日（令和 7 年 10 月 1 日）以降の書類受付であっても、令和 7 年 9 月 30 日の分までは支給します。ただし、労務不能であった日ごとに 2 年を経過すると時効となります。

4. 健保組合理約、規程の一部変更

傷病手当金付加金の廃止に伴い下記の通り規約、付加給付支給規程の一部を変更する

「規約」

新	旧
（付加給付） 第 54 条 この組合が、法第 5 3 条の規定により支給する付加給付は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）訪問看護療養付加金 （2）家族訪問看護療養付加金 （3）<u>出産育児一時金付加金</u> （以下、項番繰り上げ） <u>第 57 条 削除</u> <u>施行期日：令和 7 年 10 月 1 日</u> <u>経過措置：施行日前の労務に服することができない期間に係る傷病手当金付加金の支給については、なお従前の例による</u>	（付加給付） 第 54 条 この組合が、法第 5 3 条の規定により支給する付加給付は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）訪問看護療養付加金 （2）家族訪問看護療養付加金 <u>（3）傷病手当金付加金</u> <u>（4）出産育児一時金付加金</u> （略） <u>（傷病手当金付加金）</u> <u>第 57 条 （略）</u>

「付加給付支給規程」

新	旧
(付加給付の種別) 第2条 当組合が支給する付加給付は次のとおりとする。 (1) 訪問看護療養付加金 (2) 家族訪問看護療養付加金 (3) 家族療養費付加金 (4) 合算高額療養費付加金 (5) <u>出産手当金付加金</u> <u>(以下、項番繰り上げ)</u> (請求形式) 第3条 (略) 2 前条(5)～<u>(9)</u> <u>施行期日：令和7年10月1日</u>	(付加給付の種別) 第2条 当組合が支給する付加給付は次のとおりとする。 (1) 訪問看護療養付加金 (2) 家族訪問看護療養付加金 (3) 家族療養費付加金 (4) 合算高額療養費付加金 <u>(5) 傷病手当金付加金</u> <u>(6) 出産手当金付加金</u> <u>(7) ～</u> (略) (請求形式) 第3条 (略) 2 前条(5)～<u>(10)</u>

以上